

原稿料に関する規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、本会という）が発行する機関誌等へ投稿する際の実稿料を定める。

(世話人)

第2条 この規程の運営に関しては、本会の運営委員会がこれにあたる。

(基準)

第3条

- (1) 原稿の著者のうち少なくとも1名は本法人会員とする。
但し運営委員会にて依頼または承認した場合はこの限りではない。
- (2) 原稿は、他の学術刊行物に公表されていないものに限る。
但し運営委員会にて依頼または承認した場合はこの限りではない。
- (3) 掲載される記事の著作権は原則として本法人に帰属し、原則として本会では原稿に校正・校閲を行わないものとする。
- (4) 掲載された記事内容についての責任は、すべて代表著者が負うものとする。

(原稿料)

第4条

- (1) 原稿は下記の基準により支払う。但し連載の場合は総ページ数とする。

ページ数	原稿料
1～3	なし
4～6	5,000円
7～10	10,000円
11～	運営委員会にて決定する

- (2) 運営委員会にて依頼または承認した場合の原稿料は、運営委員会にて決定する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

平成26年5月10日制定 4月1日施行